

賃貸借及び保守契約書

宮崎県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）と□□□（以下「丙」という。）とは、自動体外式除細動器の賃貸借及び保守について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、甲に自動体外式除細動器（以下「装置」という。）を賃貸し、及び保守を行い、甲は、これを賃借するものとする。

2 装置の設置場所、内容及び数量は、別紙明細書（以下「明細書」という。）のとおりとする。

（賃貸借の債務の引受け）

第2条 乙は、装置の賃貸借の債務については、丙を連帯債務者として、丙に引き受けさせるものとし、丙は、これを連帯して引き受けるものとする。

（賃貸借期間）

第3条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、装置の賃貸借の期間（以下「賃貸借期間」という。）は、令和3年1月1日から令和7年12月31日までとする。

（賃貸借料等）

第4条 装置の賃貸借料（保守に要する費用を含む。以下同じ。）並びに消費税及び地方消費税額（以下「賃貸借料等」という。）は、次のとおりとする。

なお、この契約の解除により賃貸借期間に1箇月未満の端数が生じた場合は、賃貸借料等の月額を日割計算するものとする。

賃貸借料	金〇〇〇〇円（月額金〇〇〇〇円）
消費税及び地方消費税額	金〇〇〇円（月額金〇〇〇円）
合計	金〇〇〇〇円（月額金〇〇〇〇円）

（納入に係る費用）

第5条 装置の納入に必要な運送費、設置費及び現地調整等に要する費用（保険料を含む。）は、乙の負担とする。

（契約保証金）

第6条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金〇〇〇円を甲に納付しなければならない。（契約保証金は、免除する。）

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

（賃貸借料等の請求及び支払）

第7条 賃貸借料等は、毎月分割払とし、丙は、翌月の末日までに賃貸借料等の月額を記載した支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による丙の適法な支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に丙に賃貸借料等の月額を支払うものとする。

3 甲が、丙からの請求に対して、丙に賃貸借料等の月額を支払ったときは、当該賃貸借料等の月額に相当する甲の乙に対する債務は消滅するものとする。

（装置の保守）

第8条 乙は、甲が装置を完全に使用できるよう保守の責任を負うものとする。

2 前項に規定する保守に要する費用は、第4条の賃貸借料等に含まれるものとする。ただし、甲の故意又は重大な過失により生じた装置の故障等に係る修理又は調整に要する費用は、甲の負担とする。

3 乙は、装置の故障等により甲から要請があった場合は、速やかに現地に到達できる体制を確保するものとする。

4 乙は、装置の故障により甲の業務に支障を生ずるおそれのある場合は、他の同等の装置を甲に対し無償で使用できるよう措置するものとする。

(装置の取替え又は改造)

第9条 装置の取替え又は改造は、甲乙丙協議の上、行うものとする。

2 装置の取替え又は改造によって契約内容を変更する必要がある場合は、変更契約の締結をするものとする。

(契約不適合責任)

第10条 装置の種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しない場合は、その補修、交換等については乙の責任で行うものとする。

(装置の移転)

第11条 甲の都合により装置を明細書に掲げる設置場所から移転する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、移転を行うものとする。この場合における装置の移転に要する費用は、甲の負担とする。

(装置の返還)

第12条 甲の都合による契約の解除により装置を返還する場合は、甲は他の機械器具の取り外し等によって装置を引渡し当時の状態に戻すものとし、装置の返還に要する荷造り及び運送の費用は、甲の負担とする。

2 乙の都合による契約の解除又は契約期間満了に伴う装置の撤去に要する荷造り及び運送の費用は、乙の負担とする。

(管理義務)

第13条 甲は、善良な管理者の注意をもって装置を管理するものとする。

(秘密の保持)

第14条 乙又は丙若しくは乙の指示に基づいて装置の納入、保守等の業務に従事する者は、この契約の履行に当たって知り得た甲の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、賃貸借期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第15条 乙又は丙は、賃貸借及び保守に係る業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第16条 甲、乙又は丙は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙又は丙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙又は丙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙又は丙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

(3) 乙又は丙の役員等（乙又は丙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められると

き。

2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額され又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

3 甲は、前2項の規定による契約の解除によって生じた乙又は丙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(契約に係る費用)

第18条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議等)

第19条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年 月 日

甲 宮 崎 県
宮崎県知事 河 野 俊 嗣

乙

丙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙又は丙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、賃貸借及び保守に係る業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙又は丙は、賃貸借及び保守に係る業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(目的外利用及び提供の禁止)

第3 乙又は丙は、賃貸借及び保守に係る業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第4 乙又は丙は、賃貸借及び保守に係る業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第5 乙又は丙は、賃貸借及び保守に係る業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第6 乙又は丙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

(資料の返還等)

第7 乙又は丙は、賃貸借及び保守に係る業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙若しくは丙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第8 乙又は丙は、賃貸借及び保守に係る業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(実地調査等)

第9 甲は、必要があると認めるときは、乙又は丙が処理する賃貸借及び保守に係る業務に係る個人情報の取扱状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(事故報告)

第10 乙又は丙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。